

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年2月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号を削り、同項第4号中「請求金額」を「請求金額及びその内訳」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 口座振替の方法による支払を求める場合にあっては、振込口座

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)